



問い合わせ先

瀬戸市 下水道課

〒489-8701
瀬戸市追分町64番地の1
TEL: 0561-85-1173

浄化センター 管理事務所

〒489-0972
瀬戸市西原町2丁目113番地
TEL: 0561-21-2206

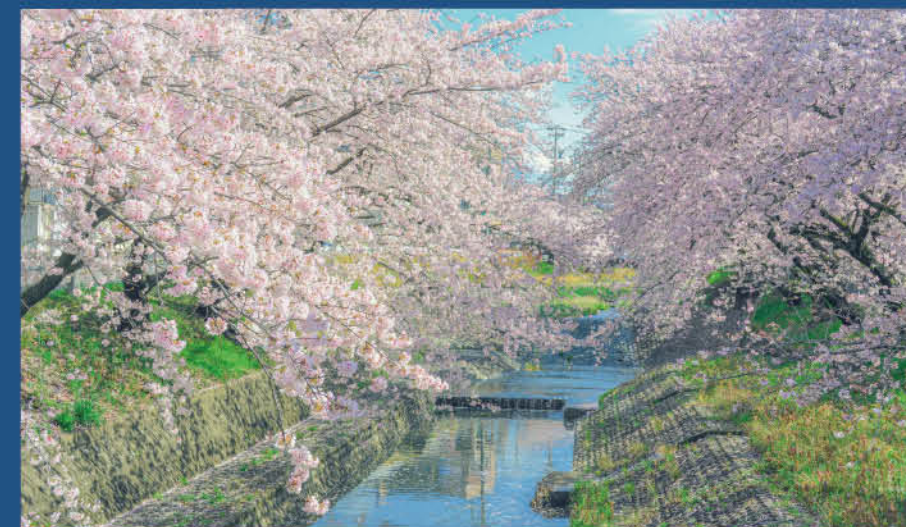


SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

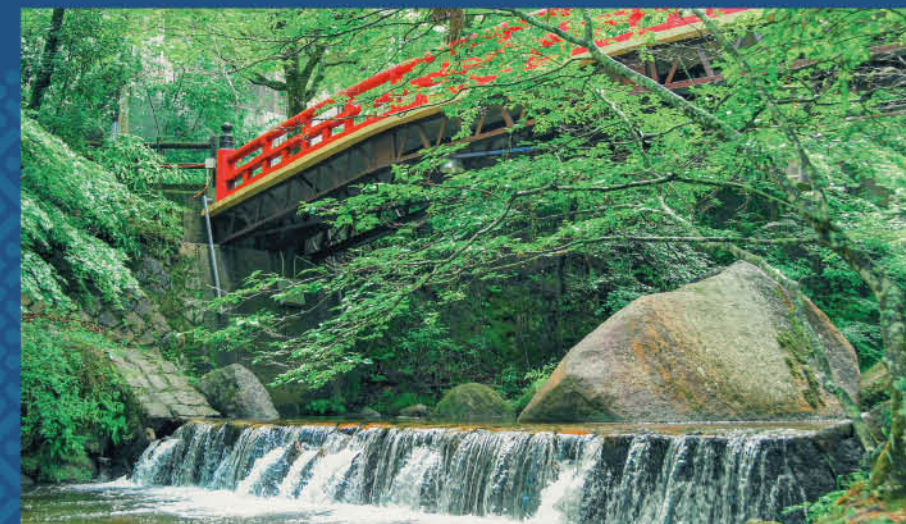


瀬戸市の下水道

下水道を利用して快適なくらしへ



THE CITY OF CERAMICS
SETO, JAPAN

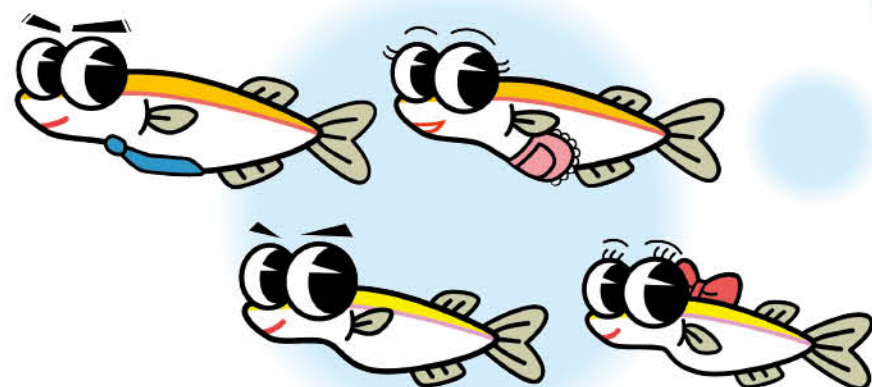


瀬戸市 都市整備部
下水道課
浄化センター管理事務所

目次

CONTENTS

1 瀬戸市の下水道事業のあらまし	1
2 下水道のメリット	1
3 下水道のしくみ	2
4 下水処理のしくみ	3
5 下水道の種類と計画	6
6 下水道事業の進め方	10
7 改造資金の融資あっせん ～お金がかかり大変なんだけど…～	13
8 受益者負担金 ～どのくらいの負担があるの?～	14
9 排水設備工事 ～どこに頼めばいいの?～	16
10 下水道使用料	20
11 下水道の正しい使い方	21



1 瀬戸市の下水道事業のあらまし

本市においては昭和41年に菱野団地、水野団地という二つの大規模住宅団地の開発に合わせ下水道事業に着手しました。その後、昭和58年からは既成市街地の下水道整備にも着手し、現在に至っています。

本市の公共下水道は、地形的に瀬戸川・矢田川沿いの西部処理区と、水野川沿いの水野処理区の二つに分けて下水道の整備を進めています。西部処理区では西原町2丁目の西部浄化センターで、水野処理区では内田町1丁目の水野浄化センターで汚水の処理をしています。

今後とも計画的な整備の推進と事業の効率化を進め、市民の皆さんの快適で住みよい街づくりの実現に努めていきます。

2 下水道のメリット

生活環境の改善

きれいな街…
くらしの環境がよくなります!!

よごれた水は、汚水管を流れるため害虫や悪臭の発生を防ぎます。



水質の保全

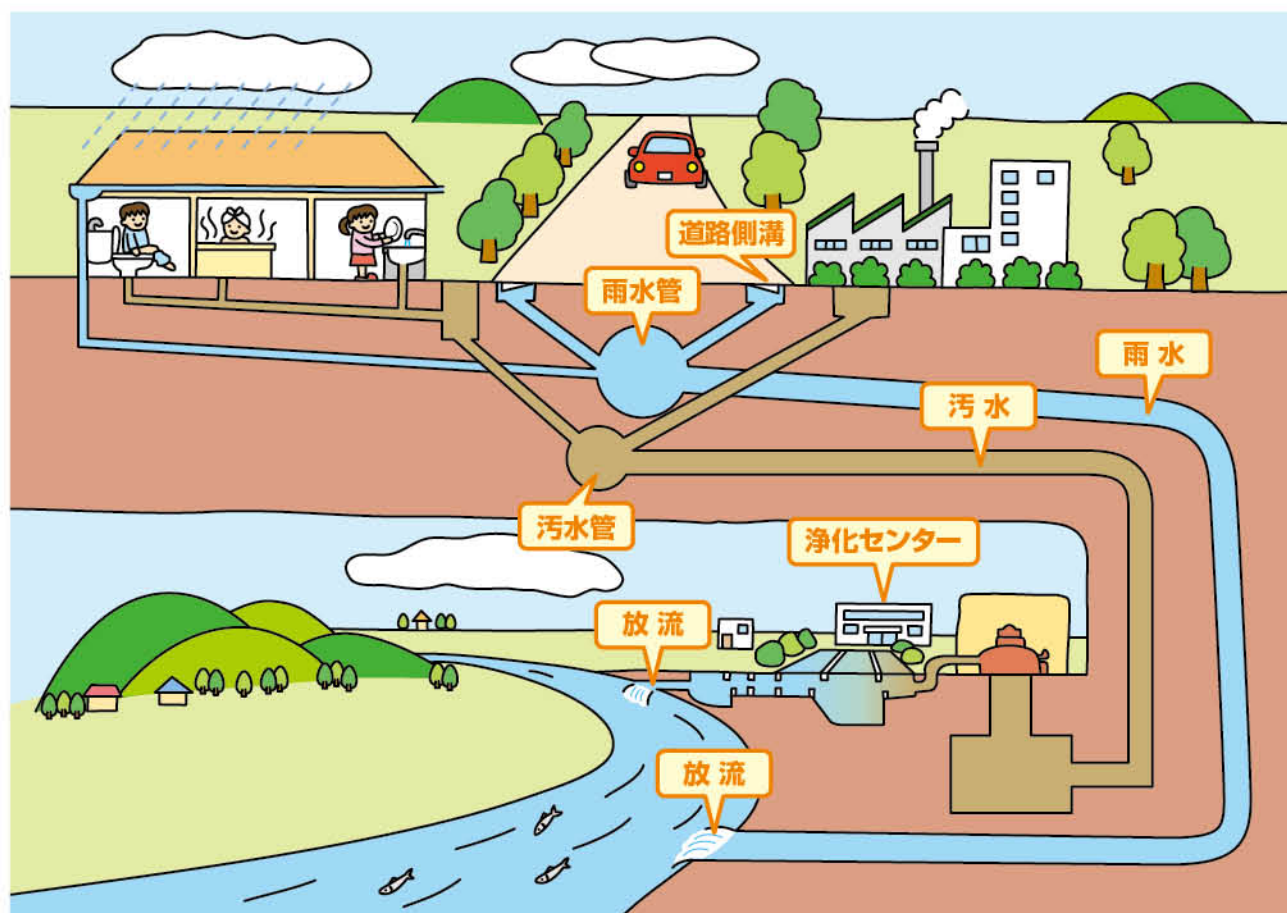
美しい自然…
川や海、湖の生態系を守ります。

よごれた水は、きれいにしてから流すため、川や海、湖の環境を保ちます。



3 下水道のしくみ

本市の下水道は、汚水と雨水を別々に流して排除する方式（分流式）を採用しています。



下水道管

家庭や事業所から出された汚水は、污水管を流れて、浄化センターまで運ばれ、きれいな水に処理してから川に放流します。

道路等に降った雨水は、雨水管や道路側溝等を流れ、直接川に放流します。

ポンプ場（マンホールポンプ）

下水道管は汚水を自然に流すためにこう配をつけて埋められています。そして、地面からあまり深くならないように、所々にポンプ場を設けて浅いところに汲み上げます。

浄化センター

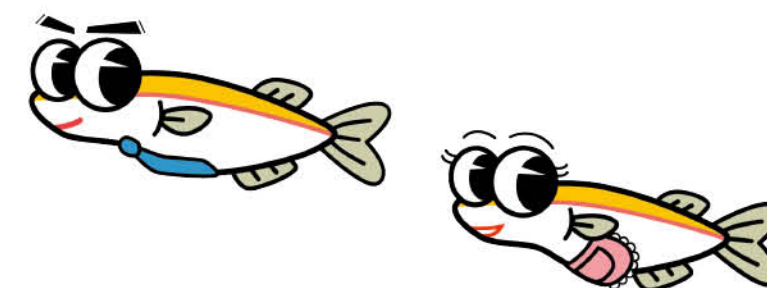
浄化センターでは、バクテリアや原生動物などの微生物が汚水の汚れを食べることを利用して水をきれいに処理します。

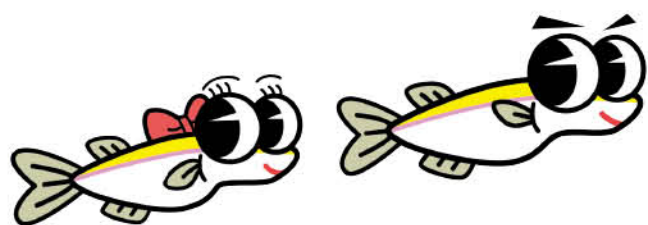
4 下水処理のしくみ

浄化センターの概要

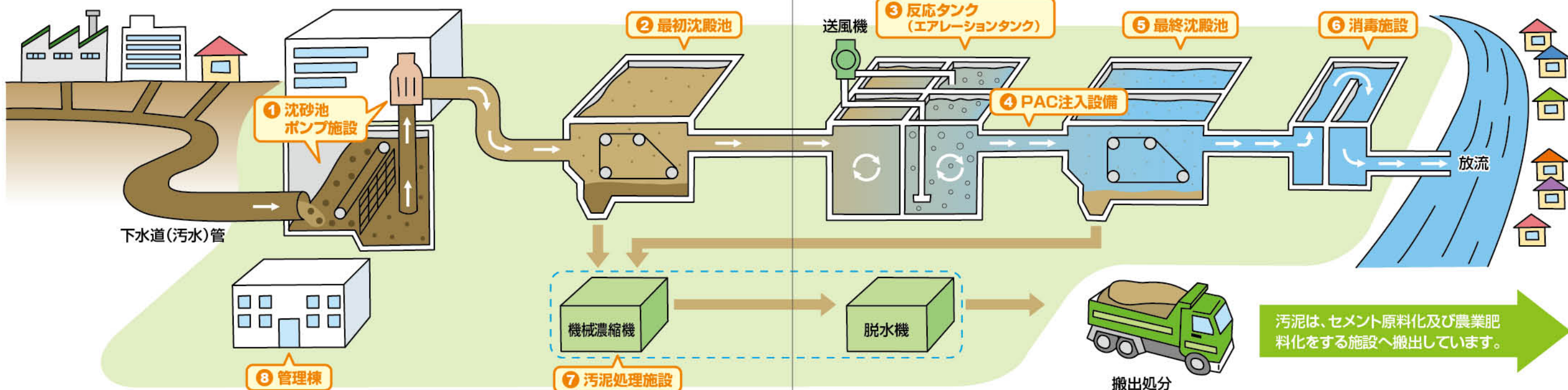
令和7年4月1日現在

事項	西部処理区	水野処理区
名称	西部浄化センター	水野浄化センター
位置	西原町2丁目外地内	内田町1丁目地内
敷地面積	2.95 ha	1.54 ha
供用開始年度	昭和45年4月	昭和47年11月
処理水の放流先	一級河川 矢田川	一級河川 水野川
現在処理能力1日最大	29,600m ³ /日	10,600m ³ /日
事業計画処理能力1日最大	29,600m ³ /日	10,600m ³ /日
将来計画処理能力1日最大	27,400m ³ /日	7,350m ³ /日
現在処理方式	凝集剤併用ステップ3段硝化脱窒法(高度処理) 標準活性汚泥法(標準法)	標準活性汚泥法(標準法)
将来計画処理方式	凝集剤併用ステップ3段硝化脱窒法 + 急速ろ過法(高度処理)	凝集剤併用ステップ3段硝化脱窒法 + 急速ろ過法(高度処理)
事業計画水质	BOD	15 mg/ℓ
	T-N	高度処理系列: 10 mg/ℓ 25 mg/ℓ
	T-P	高度処理系列: 1.0 mg/ℓ 2.0 mg/ℓ
		2.0 mg/ℓ





下水処理施設の名称としくみ



本市では、西部浄化センター（西原町2丁目外地内）と水野浄化センター（内田町1丁目地内）の2ヶ所の施設で汚水を処理しています。



西部浄化センター



水野浄化センター

1 沈砂池 ポンプ施設

家庭や事業所などから流れてきた汚水は、沈砂池に入り大きなゴミや土砂を取り除きます。

その後、ポンプにより最初沈殿池へ送ります。



3 反応タンク(エアレーションタンク)

最初沈殿池から送られてきた汚水にバクテリアや原生動物等の微生物の集まり(活性汚泥)と空気を送り込みます。

活性汚泥は、空気の助けにより汚水に溶けこんでいる汚れを食べて大きなかたまりとなります。



5 最終沈殿池

反応タンクで大きな固まりとなった活性汚泥は、この池で沈められます。沈んだこのかたまりを「汚泥」といいます。

最終沈殿池できれいになった上澄みの水を消毒施設へ送ります。



2 最初沈殿池

沈砂池で取り除けなかった細かい汚れは、最初沈殿池でゆっくり時間をかけて沈殿させて取り除きます。



4 PAC(無機凝集剤)注入設備

水質項目「全リン」除去のため無機凝集剤注入設備を導入しています。



6 消毒施設

最終沈殿池の上澄み水に塩素を注入して消毒します。

消毒した水は、放流口から川へ流します。



7 污泥処理施設(機械濃縮～脱水)

最初沈殿池や最終沈殿池で集められた汚泥を機械濃縮機で効率よく濃度を高め、汚泥脱水機で水分を少なくして搬出しやすい状態にします。



8 管理棟

下水処理施設全体の運転状況を24時間監視しています。



5

下水道の種類と計画

下水道法に基づく下水道

公共下水道

流域関連公共下水道

- 市町村区域内の下水を集める管渠を設置し、下水は流域下水道の幹線に流入させるもの

単独公共下水道

- 一つの市町村区域内で下水を集める管渠と終末処理場を持っているもの（本市はこれに該当します）

特定環境保全公共下水道

- 農村や漁村、観光地において環境の改善及び保全のために設置するもの

特定公共下水道

- 工場や事業所からの下水を処理するもの

流域下水道

- 二つ以上の市町村区域の下水を排除又は処理するもの

都市下水路

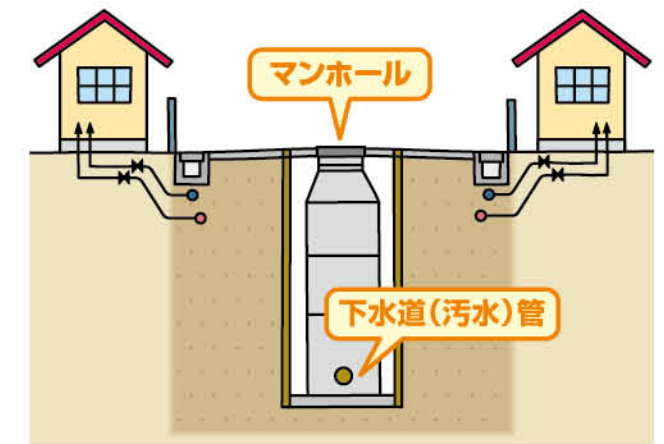
- 公共下水道の整備に先立って浸水防除のため都市の雨水を排除するもの

下水道事業の財源

下水道の建設に必要な資金は国や県の補助金、借入金、税金、受益者負担金によりまかっています。また、施設の維持管理に必要な費用は、下水道使用料によりまかっています。

建設費

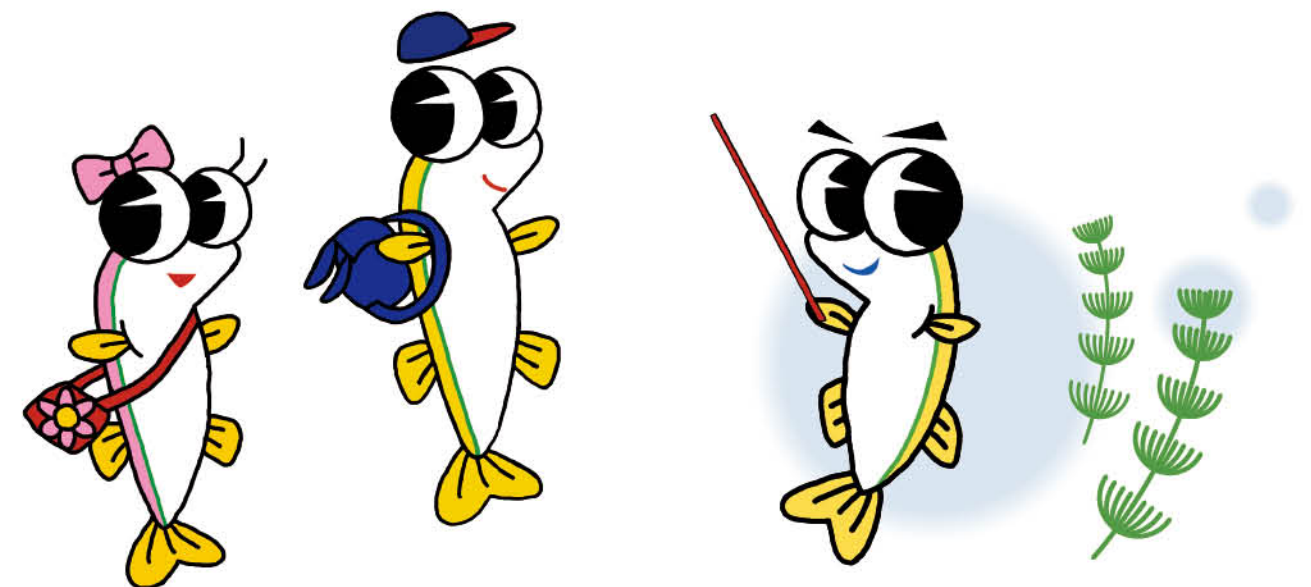
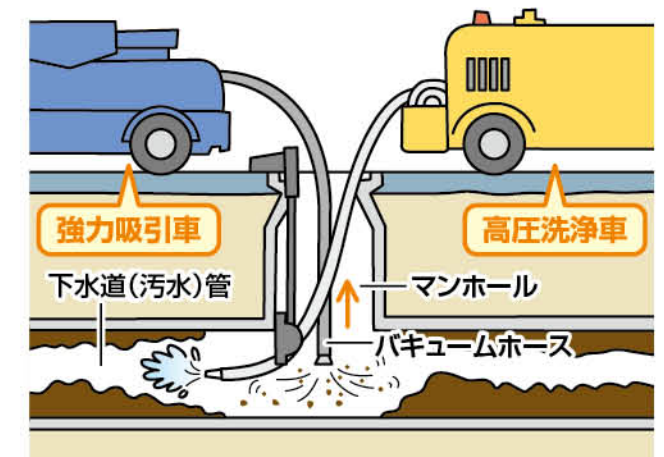
- 国庫補助金
- 県補助金
- 借入金
- 税金
- 受益者負担金



維持管理費

浄化センター運営費

下水道使用料



公共下水道計画

令和7年3月31日現在

事項	西部処理区	水野処理区	合計	備考
基本計画面積	1,965 ha	728 ha	2,693 ha	基本計画 目標年次 令和30年
基本計画処理人口	73,100 人	18,100 人	91,200 人	
事業計画面積	1,376 ha	408 ha	1,784 ha	事業計画 完成予定年次 令和8年3月
事業計画処理人口	75,531 人	11,271 人	86,802 人	
整備済面積	1,223 ha	372 ha	1,595 ha	

瀬戸市公共下水道計画図(汚水)
S=1:50,000



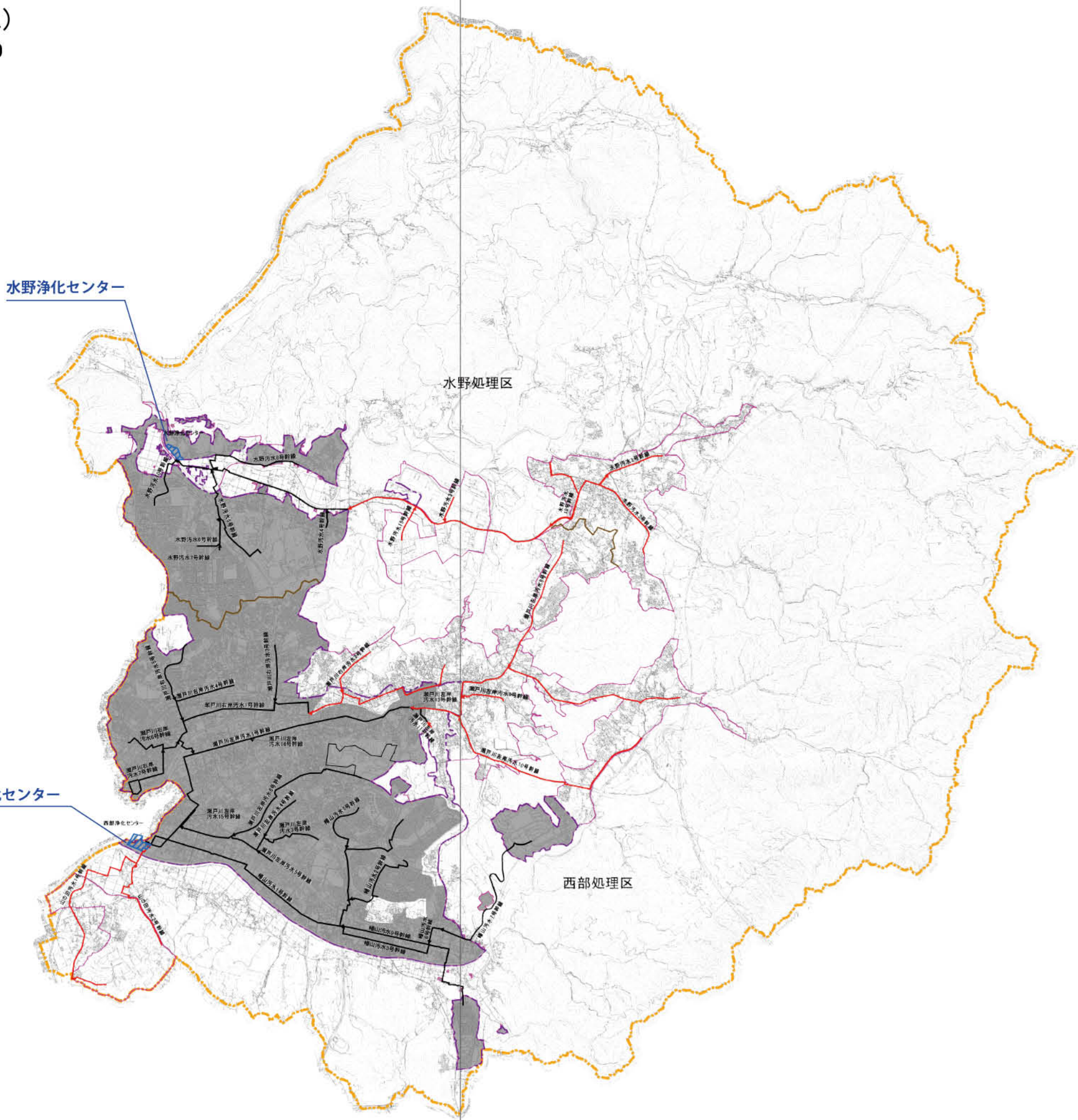
都 市 計 画 決 定		
都市計画決定	昭和43年4月16日	建設省告示 第1129号
都市計画変更	昭和44年12月1日	瀬戸市告示 第31号
都市計画変更	昭和46年8月31日	瀬戸市告示 第24号
都市計画変更	昭和52年10月14日	瀬戸市告示 第41号
都市計画変更	昭和54年3月9日	瀬戸市告示 第4号
都市計画変更	昭和60年2月20日	瀬戸市告示 第2号
都市計画変更	昭和63年3月7日	瀬戸市告示 第6号
都市計画変更	平成2年10月5日	瀬戸市告示 第50号
都市計画変更	平成3年12月13日	瀬戸市告示 第40号
都市計画変更	平成8年3月15日	瀬戸市告示 第27号
都市計画変更	平成13年4月27日	瀬戸市告示 第29号
都市計画変更	平成14年6月2日	瀬戸市告示 第103号
都市計画変更	平成22年12月24日	瀬戸市告示 第178号
都市計画変更	令和6年2月28日	瀬戸市告示 第23号

都 市 計 画 法 事 業 認 可		
都市計画法事業決定	昭和43年11月6日	建設省 第3299号
都市計画法事業認可	昭和45年3月20日	愛知県告示 第270号
都市計画法事業認可	昭和46年12月20日	愛知県告示 第1042号
都市計画法事業認可	昭和50年3月24日	愛知県告示 第248号
都市計画法事業認可	昭和53年5月29日	愛知県告示 第632号
都市計画法事業認可	昭和54年8月17日	愛知県告示 第896号
都市計画法事業認可	昭和56年6月8日	愛知県告示 第645号
都市計画法事業認可	昭和60年3月29日	愛知県告示 第388号
都市計画法事業認可	昭和60年5月10日	愛知県告示 第496号
都市計画法事業認可	昭和62年4月20日	愛知県告示 第337号
都市計画法事業認可	昭和63年6月24日	愛知県告示 第737号
都市計画法事業認可	平成1年2月10日	愛知県告示 第118号
都市計画法事業認可	平成3年7月31日	愛知県告示 第717号
都市計画法事業認可	平成4年6月15日	愛知県告示 第619号
都市計画法事業認可	平成9年7月25日	愛知県告示 第614号
都市計画法事業認可	平成9年7月25日	愛知県告示 第615号
都市計画法事業認可	平成13年10月26日	愛知県告示 第753号
都市計画法事業認可	平成13年10月26日	愛知県告示 第754号
都市計画法事業認可	平成15年2月4日	愛知県告示 第66号
都市計画法事業認可	平成19年11月13日	愛知県告示 第669号
都市計画法事業認可	平成19年11月13日	愛知県告示 第670号
都市計画法事業認可	平成23年3月11日	愛知県告示 第165号
都市計画法事業認可	平成26年3月25日	愛知県告示 第167号
都市計画法事業認可	平成26年3月25日	愛知県告示 第168号
都市計画法事業認可	令和2年3月24日	愛知県告示 第97号
都市計画法事業認可	令和2年3月24日	愛知県告示 第98号

下 水 道 法 事 業 計 画		
下水道法事業認可	昭和44年5月10日	建設省愛都下発第 8号の2
下水道法事業認可	昭和51年3月23日	建設省愛都下公発第 13号
下水道法事業認可	昭和54年6月20日	建設省愛都下公発第 6号
下水道法事業認可	昭和61年3月27日	建設省愛都下公発第 2号
下水道法事業認可	昭和63年3月10日	建設省愛都下公発第 5号
下水道法事業認可	平成3年5月8日	建設省愛都下公発第 1号
下水道法事業認可	平成4年5月19日	建設省愛都下公発第 20号
下水道法事業認可	平成9年4月25日	建設省愛都下公発第 5号
下水道法事業認可	平成13年10月26日	13下水第2-12号
下水道法事業認可	平成19年11月13日	19下水第172号
下水道法事業認可	平成23年3月11日	22下水第361号
下水道法事業計画	平成26年3月25日	25下水第343号
下水道法事業計画	平成30年10月29日	30下水第224号
下水道法事業計画	令和2年3月24日	31下水第628号

水野浄化センター

西部浄化センター



凡例

行政区境界

市街化区域界

全体計画区域

処理区界

事業計画区域

汚水幹線(整備済)

汚水幹線(未整備)

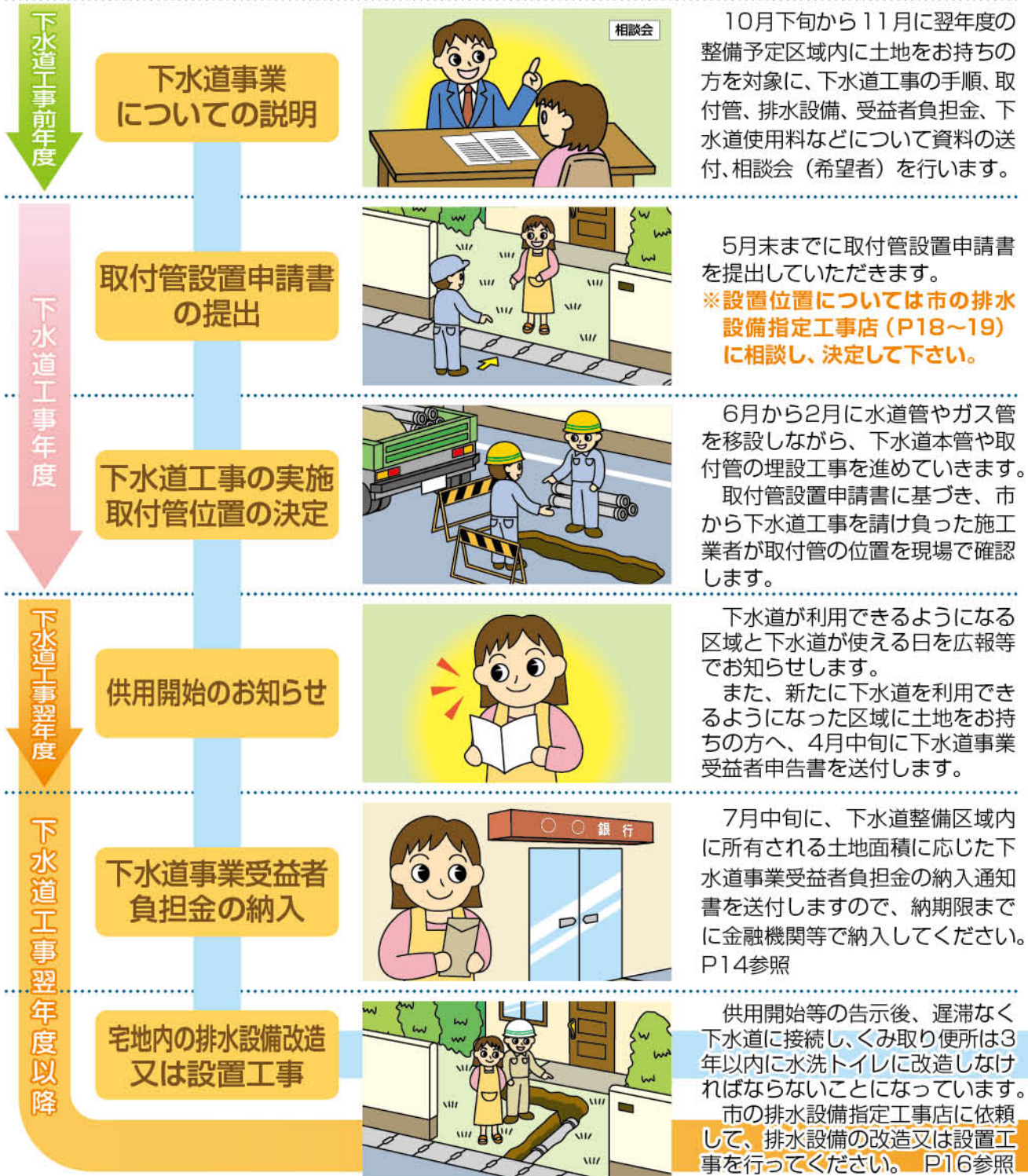
整備済区域

処理場

6

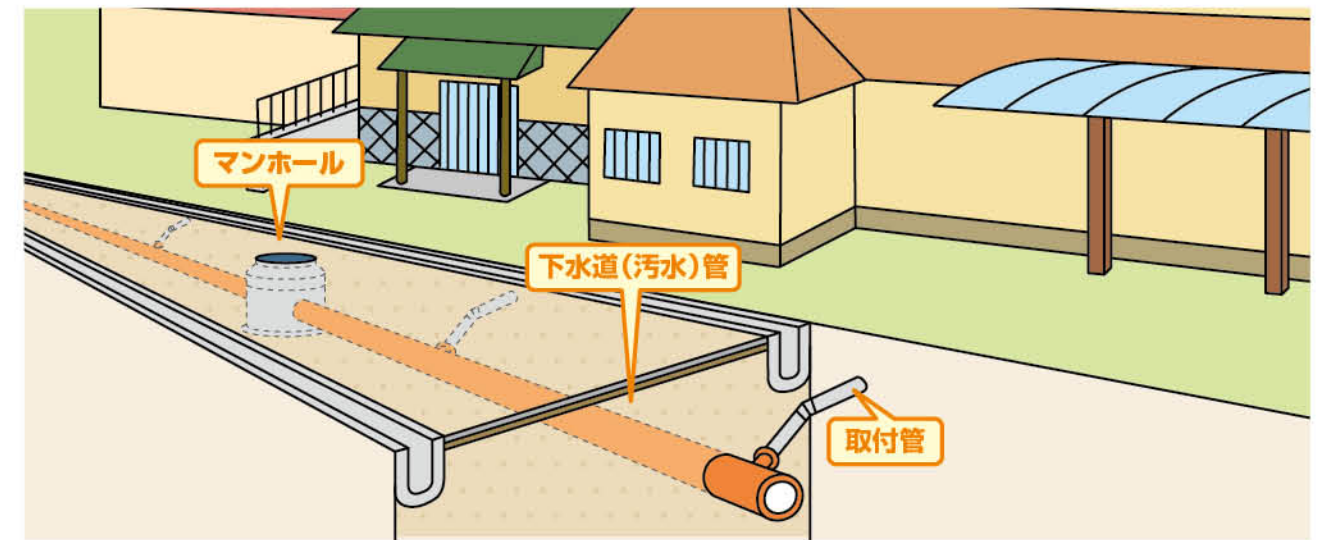
下水道事業の進め方

下水道事業の流れ



下水道本管工事及び取付管工事

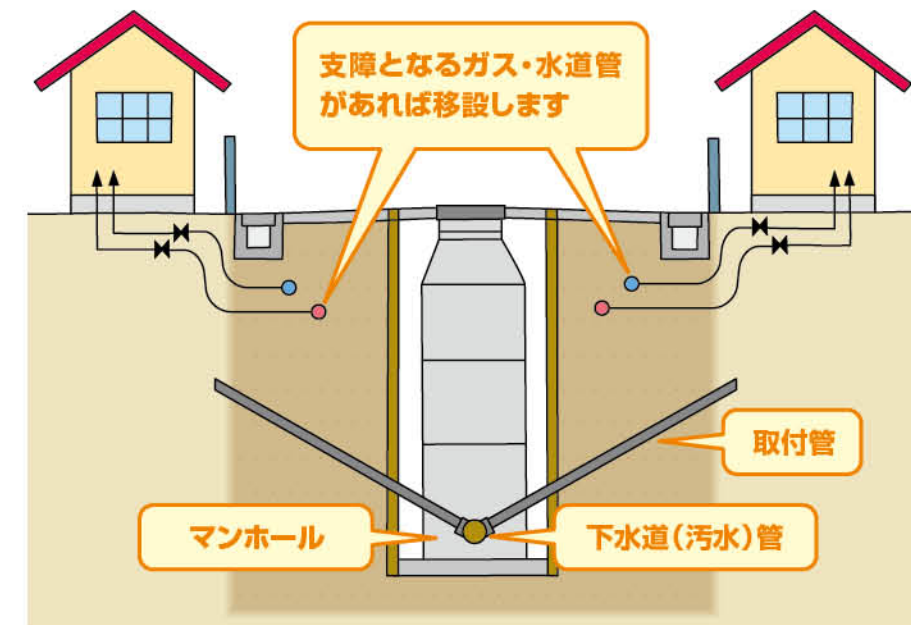
市が行う工事は、下水道（汚水）管、マンホール及び取付管です（下図参照）。



6月から2月にかけて、下水道（汚水）管、マンホール、取付管の工事をを行います。

下水道工事を行うにあたり、支障となるガス管や水道管があれば、あらかじめ仮移設工事をを行います。その後、下水道工事が完了したら、元に戻します。

舗装本復旧工事は翌年度の7月から12月にかけて行います。



快適な暮らし



雨水以外の生活排水などの汚水は浄化センターできれいに処理され、川に放流します。下水道に接続後は水道の使用量に応じて2ヶ月に一度、水道料金と合わせて下水道使用料を請求します。P20参照

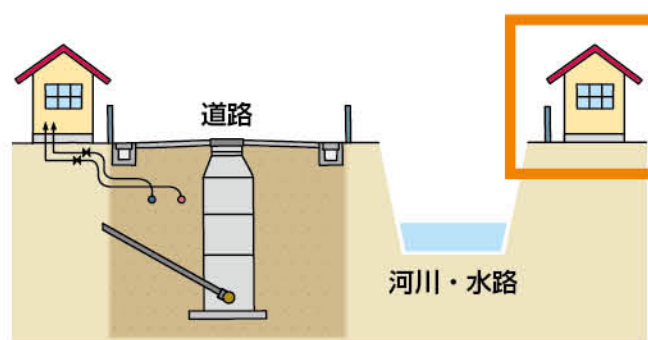
取付管の設置本数

右表に示す本数までの取付管は、市で設置します。さらに多くの設置は個人負担になりますので、工事内容や費用について早めに市の指定工事店にご相談ください。

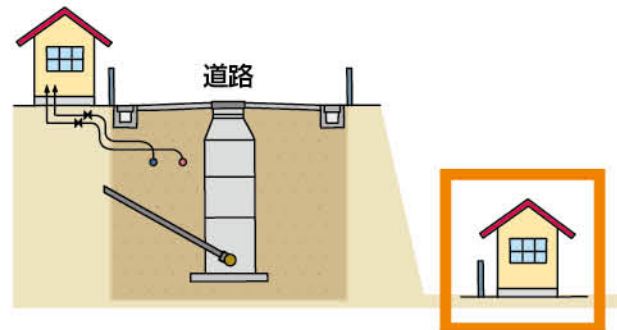
土地の台帳面積	本数
500㎡以下	1本
500㎡超え、1,000㎡以下のもの	2本
1,000㎡超え、1,500㎡以下のもの	3本
1,500㎡超え、2,000㎡以下のもの	4本
2,000㎡超えのもの	5本

取付管の設置ができない土地の例

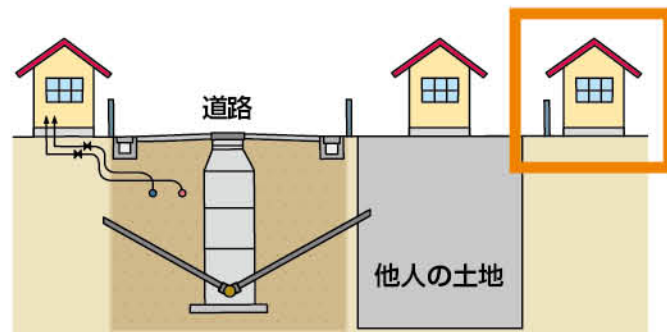
例1 河川・水路をまたぐ土地



例2 低宅地の土地

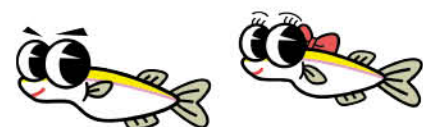


例3 道路に接していない土地



私道（共有名義）に下水道本管を入れたい場合

私道（共有名義）に下水道本管を入れたい場合は、事前に所有者全員の同意および申請が必要となります。詳細は、市HPをご覧ください。か、下水道課建設係までお問い合わせください。



7 改造資金の融資あっせん ～お金がかかり大変なんだけど…～

くみ取り便所又は浄化槽を廃止して公共下水道へ接続される方に、融資をあっせんし、利子分を市が負担する制度です。

融資あっせんを受けるには

融資のあっせんは、以下の全てに該当する方が対象です。あっせんを希望する場合は、事前に指定工事店に相談のうえ、工事を行う30日前までに申込書を提出してください。

- ③ 供用開始の告示の日から3年以内に行う改造工事又は供用開始前の下水道事業認可区域内における同様の改造工事であること。
- ④ 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- ⑤ 自己資金だけでは一時に負担することが困難であること。

※申込者と別世帯で独立の生計を営んでいる連帯保証人を有すること。
(各金融機関により要件が異なるのでご確認ください。)

融資の取扱金融機関

・瀬戸信用金庫(本店及び市内各支店) ・あいち尾東農業協同組合(市内各支店)

融資の条件

① 融資の金額

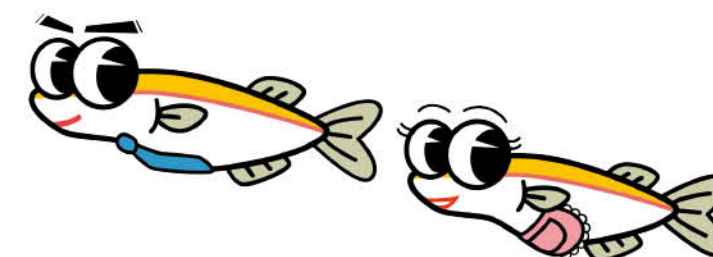
種 別	融 資 金 額
くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事	申請者1戸につき70万円以内。ただし、便所が2箇所以上の場合、1箇所増すごとに10万円を加算し、最高100万円を限度とする。
既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事	申請者1戸につき40万円以内。ただし、便所が2箇所以上の場合、1箇所増すごとに5万円を加算し、最高100万円を限度とする。

② 償還期間

40か月(3年4か月)以内

③ 償還の方法

毎月払い・元金均等



8

受益者負担金

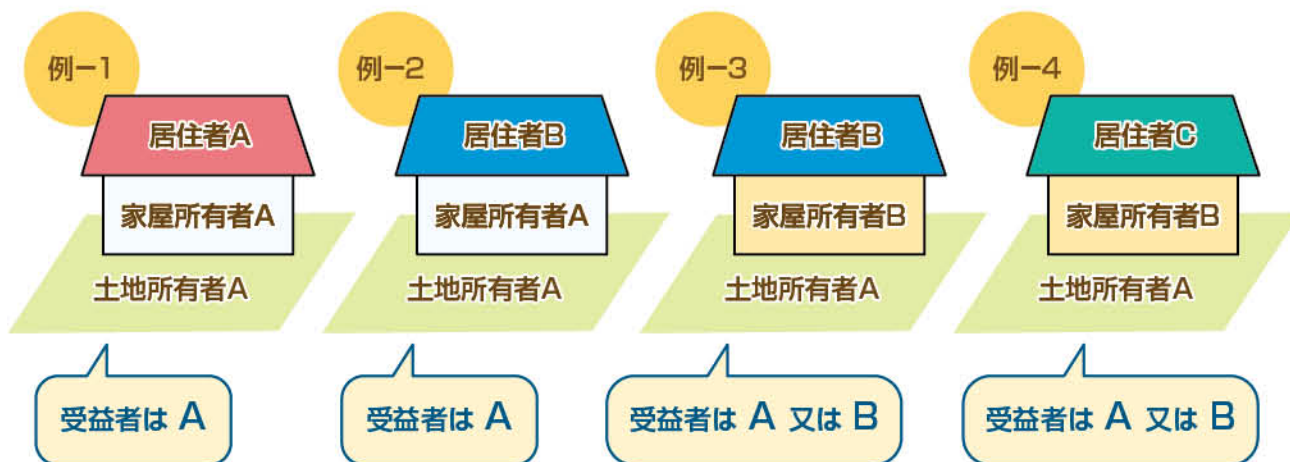
～どのくらいの負担があるの？～

下水道は、道路や公園などの公共施設と違い、整備された区域内の方のみが使用できるため、建設費の全てを公費（国や県からの補助金、借入金、税金）でまかなうと、使用できない方との不公平が生じます。

また、下水道が整備されることでその区域の生活環境が衛生的で快適なものとなり、土地の利用価値が高まるなどの利益をもたらします。これらのことから、使用できる方（受益者）に建設費の一部を負担していただくものが受益者負担金（以下、負担金）です。負担金の納付は市の条例によって定められています。

負担金賦課の対象

負担金は新たに下水道を整備した区域内のすべての土地を対象に、**1㎡あたり600円**（1坪あたり約2,000円）を「土地の所有者」にご負担いただきます。借地の場合の負担金は、「土地の所有者」もしくは「借地人」のいずれかの方にご負担いただきます。なお、負担金はその土地に対して一度限りのものです。

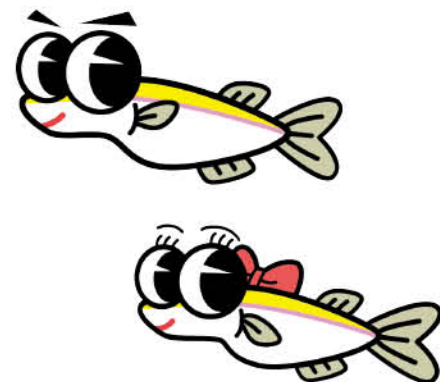


借地等で土地の権利者が複数人存在する場合は、関係者間で協議して受益者を決めてください。

ただし、借地等の土地権利者を受益者とする場合は、土地権利の存続期間が10年以上あることが条件となります。

受益者は申告によって決定します。土地所有者の方に供用開始された年の4月10日頃に「下水道事業受益者申告書」を送付します。この申告書の提出に基づき受益者を決定します。

申告後に土地の売買・相続などで土地の所有者を変更しても、受益者は自動的に変更されません。受益者が変更になる場合は「下水道事業受益者負担金納付義務継承届」の提出が必要となります。



納付方法…納期と前納報奨金

納付方法は「期別納付」「1年度分一括納付」及び「5年度分一括納付」があります。

納付方法	納付内容	前納報奨金
期別納付	年4回の納期を5年間納付（計20回納付）	なし
1年度分一括納付	各年度の第1期に当年度分を納付（計5回納付）	あり
5年度分一括納付	初年度の第1期に全額をまとめて納付（1回納付）	あり

※納付方法は申告時に選択します。

納期は以下の4回です。また、それぞれの納期の最終日が納期限です。

第1期	7月11日から	8月10日まで
第2期	9月11日から	10月10日まで
第3期	12月11日から	翌年1月10日まで
第4期	翌年2月11日から	3月10日まで

※ただし、納期限が土曜日、日曜日、祝日となる場合は、納期限はその翌日となります。

〈例〉所有地200㎡（約60坪）の場合

$$200\text{㎡} \times 600\text{円} = 120,000\text{円} \text{ …5年度分（負担金総額）}$$

$$120,000\text{円} \div 5\text{年} = 24,000\text{円} \text{ …1年度分（1年間の納付額）}$$

$$24,000\text{円} \div 4\text{回} = 6,000\text{円} \text{ …期別（1期分の納付額）}$$

前納報奨金は第1期の納期限までに納付いただくことが条件です。併せて納付する年度分に応じて前納報奨金の金額が異なります。

〈例〉所有地200㎡ 負担金総額120,000円1期分の納付額が6,000円の場合

●1年度分一括納付

$$6,000\text{円} \times 0.051 = 300\text{円} \text{ (1年度分前納報奨金額)}$$

$$300\text{円} \times 5\text{年分} = 1,500\text{円} \text{ (前納報奨金総額)}$$

$$24,000\text{円} - 300\text{円} = 23,700\text{円} \text{ (1年度分納付額)}$$

$$23,700\text{円} \times 5\text{年分} = 118,500\text{円} \text{ (納付総額)}$$

●5年度分一括納付

$$6,000\text{円} \times 1.695 = 10,170\text{円} \text{ (前納報奨金総額)}$$

$$120,000\text{円} - 10,170\text{円} = 109,830\text{円} \text{ (納付総額)}$$

徴収猶予と減免

各制度とも土地の現況地目に応じて、納付を延期する「徴収猶予」や負担金を減額する「減免」を適用できる場合があります。制度の適用を受けるためには申請が必要です。申告書の提出時に該当の方は併せて申請書を提出してください。

●受益者負担金徴収猶予の例

山林・原野・雑種地	→ 2年以内
農地(990㎡以下)	→ 5年以内

●受益者負担金減免の例

道路・井溝 水路・河川敷地	→ 100%減免
------------------	----------

※土地の地目…現況地目

9 排水設備工事 ～どこに頼めばいいの?～

公共下水道の供用が開始されると

下水道が整備されて供用が開始された区域内のご家庭では今まで近くの側溝等に流していた、台所や風呂場などから流す雑排水を下水道に流していただくことになります。

現在くみ取り便所を使用しているご家庭は水洗トイレに改造して下水道へ流していただきます。浄化槽を使用しているご家庭は、浄化槽を通さずに、直接下水道へ流していただきます。浄化槽を廃止し、下水道を利用することで浄化槽の維持管理費はいらなくなります。

下水道法により、供用開始区域の方に、次のような義務付けがされています。

- この区域内に土地を所有する方、使用又は占有する方は、供用が開始されると、遅滞なく排水設備を設置しなければなりません。（下水道法第10条第1項）
なお、「遅滞なく」の期間としては、具体的な規定は設けていませんが、供用開始の告示日から3年以内をめどに下水道への接続をお願いします。
- この区域内にくみ取り便所のある建物を所有する方は、供用が開始されてから3年以内に水洗便所に改造しなければなりません。（下水道法第11条の3第1項）

排水設備とは

敷地内の污水と雨水を分けるための配管やます、水洗トイレ等のことで、これらの総称を「排水設備」と呼んでいます。排水設備の設置や改造、維持管理は個人負担で行っていただきます。

排水設備工事は必ず指定工事店で

その施工に必要な知識や技術を持った資格者のいる工事店を、市が一定の基準により指定しています。必ず「瀬戸市下水道排水設備指定工事店」で工事を行ってください。工事の確認申請や使用開始届、融資あっせんの申込みなどは、指定工事店にご相談ください。→P18～19参照

排水設備工事費用はどのくらい?

工事費用は、建物や敷地、工事の内容によって異なるため、指定工事店にご相談ください。できれば、数社から見積りをとられることをお勧めします。

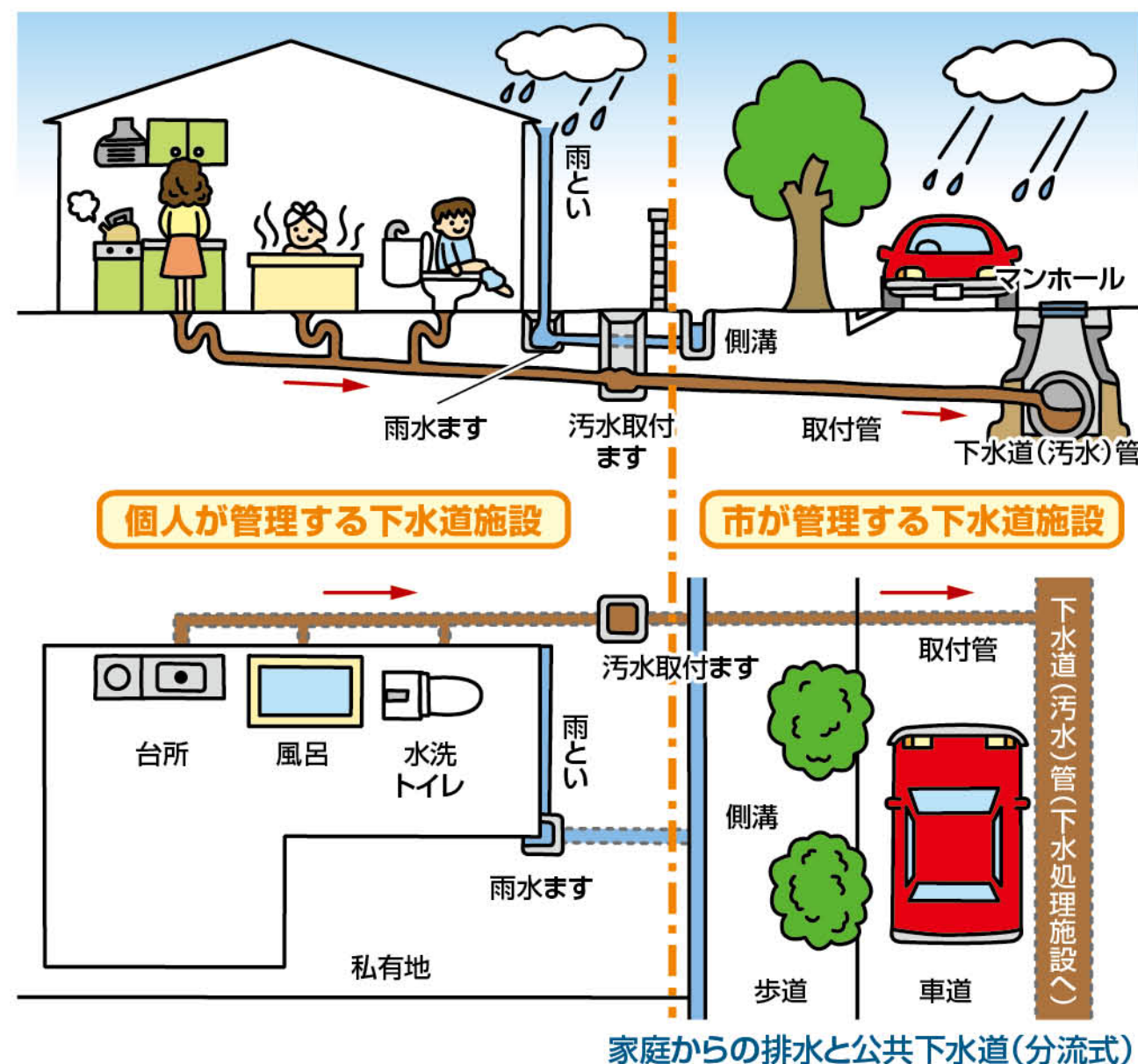
参考 浄化槽を廃止し、下水道へ接続する場合の工事費用 **約20万円から50万円くらい**。
条件によっては、これ以上の場合もあります。

不要となった浄化槽について

使わなくなった浄化槽は、個人の敷地内であっても放置することは、産業廃棄物処理法の不法投棄に該当する可能性があります。不動産譲渡時のトラブルの原因にもなりかねません。

雨水貯留タンク等の有効利用や掘り起し撤去など指定工事店にご相談ください。

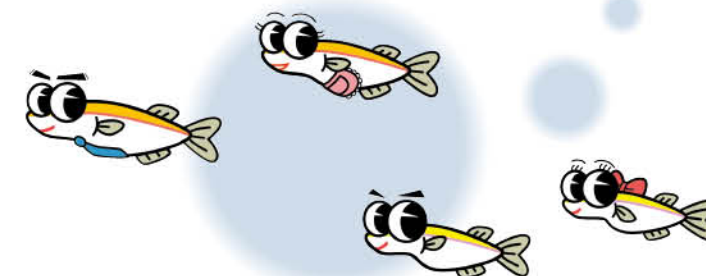
なお、下水道に接続が完了するまでは、お使いの浄化槽の定期点検、清掃が義務づけられていますので適正な管理をお願いします。



家庭からの排水と公共下水道(分流式)

いつから工事ができるの?

宅地内の工事は、市に計画確認申請を提出し、市が確認した後、に工事ができます。計画確認申請は、公共下水道の供用開始の告示日(下水道が使えるようになる日をお知らせする日(3月中旬頃))から受付を始めます。



瀬戸市下水道排水設備指定工事店一覧

令和7年
7月22日現在

	指定工事店名	所在地	電話
瀬戸市	岡村管工業(株)	瀬戸市刎田町20	0561-82-2550
	(株)タナカポンプ	瀬戸市共栄通3丁目53-1	0561-84-3733
	東海設備工業(株)	瀬戸市共栄通2丁目83-1	0561-82-6611
	藤工業(株)	瀬戸市川西町2丁目95	0561-82-7479
	アクシス総合設備(株)	瀬戸市水南町75	0561-82-4808
	(株)都商会	瀬戸市田端町2丁目16	0561-82-1230
	瀬戸ガス水道(株)	瀬戸市弁天町83	0561-84-8600
	八幡工業(株)	瀬戸市東長根町25	0561-82-7861
	(株)神田 瀬戸営業所	瀬戸市緑町1丁目138	0561-82-1420
	(有)瀬戸設備	瀬戸市苗場町168	0561-21-8832
	(有)桶 由	瀬戸市熊野町94	0561-82-4319
	(株)川村工業所	瀬戸市上松山町2丁目57	0561-82-2774
	中部オーケーホーム(株)	瀬戸市東赤重町2丁目70	0561-82-6951
	中部建設(株)	瀬戸市西長根町26-2	0561-82-7145
	信和建設(株)	瀬戸市山の田町200	0561-21-6161
	ヤマツ商会(株)	瀬戸市川西町1丁目11	0561-82-5239
	(有)東陽設備工業	瀬戸市品野町4丁目200	0561-41-0927
	(有)平川工業所	瀬戸市はぎの台1丁目37	0561-48-2578
	ハローサービス(株)	瀬戸市田端町2丁目32	0561-65-5122
	(有)ライフ・オオナカ 瀬戸支店	瀬戸市城ヶ根町18-3	0561-84-3859
	(有)近藤工業	瀬戸市新明町20-7	0561-84-6691
	沢田建設(株)	瀬戸市共栄通7丁目16	0561-82-4376
	(株)大和設備 瀬戸営業所	瀬戸市北丘町71-8	0561-76-3952
	(株)東海テック	瀬戸市東古瀬戸町29	0561-85-1361
	東濃設備工業(株)名古屋営業所	瀬戸市八幡台9丁目89	0561-83-8188
	(株)尾東	瀬戸市川北町1丁目97	0561-82-2200
	(株)一設備	瀬戸市川西町2丁目102	0561-84-1521
	太光設備(株)	瀬戸市小空町17-1	0561-84-6959
	有川設備	瀬戸市品野町3丁目191-1	0561-42-0092
	(株)山内設備	瀬戸市東郷町98-1	0561-82-5992
	大月工業	瀬戸市みずの坂2丁目48	0561-48-0993
尾張旭市	(資)アサノヤ商店	尾張旭市三郷町栄9	0561-53-2027
	(株)近衛組	尾張旭市新居町寺田3027	0561-54-1122
	(有)中建設	尾張旭市井田町4丁目75	0561-54-1420
	(株)木葉グループ	尾張旭市緑町緑ヶ丘122-79	0561-58-0941
	(株)クアトロ	尾張旭市井田町4丁目83	0561-76-7676
	(株)KONOE	尾張旭市新居町寺田3027-1	0561-56-1135
長久手市	(株)青山	長久手市岩作中縄手59-6	0561-62-2701
	(有)愛成住宅設備	長久手市岩作中島58	0561-61-6166
	(株)江原工業	長久手市岩作色金3-6	0561-62-3309
	(株)酒越管工	長久手市岩作南島23	0561-62-0154
	(株)プロスバ	長久手市中池11-1	0561-62-1130
春日井市	(株)岡田設備	春日井市味美上ノ町1943-1	0568-31-1931
	中部水道(株)	春日井市白山町3丁目1-9	0568-52-1523
	(株)玉名建設	春日井市神領町3丁目1-22	0568-52-9511
	(株)SKY	春日井市坂下町2丁目1375-11	0568-88-7870
	大沢工業(株)	春日井市下市場町4丁目5-11	0568-41-9821
	(株)吉田設備	春日井市篠木町7丁目36-5	0568-83-3285
	(株)池田産業 春日井支店	春日井市浅山町3丁目1311-66	0568-87-3888
	流石(株)	春日井市上条町2丁目92	0568-85-0775
	ブラミング設備合同会社	春日井市中央通2丁目61 プリンスハイツ中央通1003号	0568-84-8084
	(株)KURIA	春日井市東野町5丁目22-9	0568-70-2810
	ハウスメディック(有)	春日井市美濃町1丁目165-1	0568-93-6600
	(株)西条土木	春日井市藤山台7丁目2-7	0568-94-5525
名古屋	大矢建設(株)	名古屋市天白区池場1丁目606	052-803-3111

	指定工事店名	所在地	電話
名古屋市	DAISUI(株)	名古屋市熱田区古新町2丁目91	052-681-6019
	(有)富田設備	名古屋市守山区新守西2003	052-791-4676
	(株)大同施設工業	名古屋市昭和区福江1丁目11-5	052-872-4781
	協立設備工業(株)	名古屋市千種区高見1丁目18-9	052-751-2004
	GROWTH(株)	名古屋市守山区小幡太田15-20	052-797-9188
	寺沢工業	名古屋市守山区大字中志段味字吉田洞2881	052-736-5306
	(株)三東	名古屋市千種区桜が丘226	052-782-2251
	矢田川建設(株)	名古屋市守山区大森5丁目1114	052-798-1180
	(株)クレヌマ	名古屋市緑区鶴が沢1丁目907	052-877-4525
	(株)フジコー	名古屋市瑞穂区洲山町1丁目57-1	052-853-2717
	ZERO住宅設備(株)	名古屋市天白区野並1丁目213-3	052-893-8992
	(株)前田工業	名古屋市千種区天満通2丁目8	052-721-5368
	(株)創建	名古屋市守山区敷田町1108	052-798-5245
	(株)FINE	名古屋市港区津金2丁目11-28	052-653-6383
	木下工業(株)	名古屋市守山区吉根1丁目2205	052-736-2348
	(有)酒井設備	名古屋市守山区吉根1丁目1712	052-739-1555
	サトクリーン(有)	名古屋市昭和区鶴舞3丁目4-3	052-784-8920
	(有)伊勢神工業	名古屋市瑞穂区内方町2丁目44-2	052-841-5282
	(株)システムケイ	名古屋市北区福德町6丁目9-4	052-938-4812
	(有)中島管工所	名古屋市南区五条町2丁目1-163	052-691-5570
	(株)クラシアン 名古屋支社	名古屋市西区平出町134	052-504-9811
	(株)アズーロエイト	名古屋市守山区青葉台503	052-739-5824
	大月工業	名古屋市守山区天子田3丁目1304-1	052-700-0694
愛西市	(株)藤本設備	名古屋市天白区笹原町1010	052-846-7200
	(株)パイプマン	名古屋市港区六軒屋1431	052-398-5225
稲沢市	ニッカホーム(株) 中部支社	名古屋市緑区相原郷1丁目2609	052-899-3580
	アズドラ(株)	名古屋市守山区小幡南1丁目2-10 サンハイツ小幡502号	052-768-7020
犬山市	(株)タツダ	愛西市戸倉町中屋敷39-2	0567-28-3332
	(有)滝川水道	稲沢市矢合町2590-3	0587-36-2816
小牧市	(株)城東設備	犬山市大字前原字北中根3-2	0568-65-1227
	(株)イトウ	犬山市羽黒栄4丁目3-1	0568-65-7208
津島市	熊崎設備(株)	犬山市字上ノ田23-1	0568-67-5571
	(株)ヤママ住設	小牧市大字東田中宇南新田1600-1	0568-77-6985
豊明市	(有)東春管工設備	小牧市常普請2丁目320	0568-72-1402
	(株)ミナガ	小牧市新町1丁目290-2	0568-68-8766
豊田市	(株)山新設備	津島市唐臼町西島33	0567-31-0427
	善勝(有)	津島市元寺町2丁目40	0567-22-5200
	(株)ニシ井設備	津島市唐臼町東田面70-1	0567-31-3346
	(株)菅原設備	津島市元寺町3丁目21-2	0567-24-1743
日進市	(株)光設備	津島市神守町下町131-1	0567-31-7662
	カネコ工業(株)	豊明市大久伝町南20-2	0562-57-5920
知多郡	豊田管工(株)	豊田市大林町12丁目12-10	0565-28-5148
	(株)成瀬組	豊田市青木町4丁目35-2	0565-46-1180
	(株)三重水道センター	豊田市西岡町保ヶ山46-3	0565-47-8007
	(株)メンテル	豊田市平戸橋町波岩79-7	0565-45-9001
	(株)オオテックスプラント	豊田市中垣内町大洞11-11	0565-58-3827
	(株)マツシマ設備	豊田市岩滝町滝坂416-65	0565-85-0502
日進市	(株)山本工務店	日進市岩崎町神明乙85	0561-73-7711
	(有)イワコー	日進市南ヶ丘1丁目19-1	0561-73-6079
	(株)鈴木工務店	日進市米野木町宮前25	0561-72-0521
	旭化成ライフライン(株)中部事業所	日進市野方町東島318-2	0561-76-1295
	(株)市川組	日進市米野木町丁田137	0561-73-9200
知多郡	HIRO設備(株)	知多郡阿久比町大字横松字清水47-2	0569-84-2111
	中川設備工業(株)	知多郡東浦町大字緒川字西釜池5-15	0562-34-9232

10

下水道使用料

下水道使用料は、汚水の処理経費や下水道管の清掃など維持管理の費用に使われます。通常、水道の使用量をもとに算出します。また、水道水以外の水（井戸水など）を使用される場合は、使用状況に応じて市が算出します。

下水道使用料は、2か月ごとに水道料金と合わせて請求します。下水道使用料の算出方法は、下記のとおりです。（1円未満の端数は切り捨てます。）

下水道使用料（2か月分）

（消費税込）

用途	基本使用料	従量使用料（1㎡につき）	
一般用	1,650円	1～8㎡	22円
		9～20㎡	55円
		21～40㎡	121円
		41～100㎡	132円
		101～200㎡	143円
		201㎡以上	148.5円
公衆浴場用	990円	1㎡～	66円

下水道使用料の算出方法

一般用（2か月分の使用水量が50㎡の場合）

内 訳	使用水量	下水道使用料計算式
基本使用料	—	1,650円
従量使用料	1～8㎡ 9～20㎡ 21～40㎡ 41～50㎡	$\left. \begin{array}{l} 8\text{㎡} \times 22\text{円} \\ 12\text{㎡} \times 55\text{円} \\ 20\text{㎡} \times 121\text{円} \\ 10\text{㎡} \times 132\text{円} \end{array} \right\} = 4,576\text{円}$
合 計		6,226円

11

下水道の正しい使い方

下水道が整備されたからといって、何でも流していいということではありません。

下水道を利用する際は、家庭内の排水管などを壊してしまったり、詰まらせてしまったりするものや浄化センターの処理能力を低下させるものは、流さないでください。原因者の方に修繕費用をご負担いただく場合もあります。

下水道は、皆さんの大切な財産です。正しく使いましょう。

台所では…

野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油などを流さないでください。

排水管の詰まりや悪臭の原因となります。
また、下水処理施設機能の低下の原因となります。



水洗トイレでは…

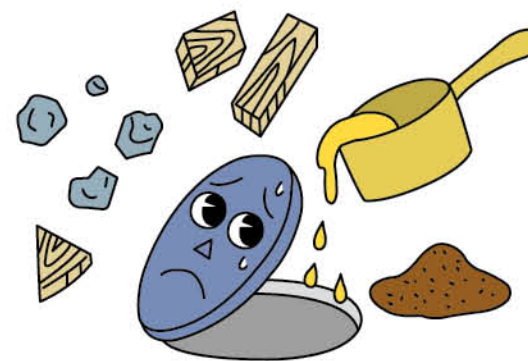
トイレットペーパー以外の紙や異物を流さないようにしてください。

水に溶けない紙、紙おむつ、タバコ、ガムなどを流すと排水管の詰まりの原因となります。



マンホールには…

土砂や廃油、木片などをすてないでください。マンホールはむやみに開けてはいけません。



下水道に危険物を

流さないでください!!

ガソリン、シンナー、灯油、アルコール類などの危険物を流さないでください。

爆発を起こす原因となります。

